

**市営分銅町・末広町住宅整備事業
実施方針等に関する質問・意見への回答**

平成30年5月2日

西宮市

- この回答は、平成30年4月3日(火)から4月16日(月)正午までの間に受け付けた実施方針等に関する質問・意見に対する回答を公表するものです。
- 合計で8件のご質問・ご意見を頂きました。ご質問・ご意見いただきありがとうございました。
- この回答は、現時点での考え方を示すものであり、今後変更する可能性があります。最終的には、入札公告時の入札説明書等によります。

市営分銅町・末広町住宅整備事業
 実施方針等に関する質問・意見への回答

1. 実施方針に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	13	第2	4-2	(2)	ア			設計企業	参加資格要件の設計実績を満たす2社での設計企業JVは可能でしょうか。	単独の設計企業同士による業務実施に比べて効果的に業務を実施できる場合には設計共同体の組成は可能とします。ただし、設計共同体協定書を提出し、設計共同体の代表者や窓口、業務の分担等を明確にしてください。
2	14	第2	4-2	(2)	ア	(ウ)		参加資格要件工事	基本設計だけの実績も、参加資格要件工事となりますか。	設計企業のうち1者は参加資格要件工事に関する基本設計及び実施設計の両方の実績を保有している必要がありますが、それ以外の設計企業は、基本設計または実施設計のみの実績でも参加は可能とします。ただし、基本設計または実施設計のみの実績の企業が実施する業務の範囲は、その実績がある範囲のみとしてください。
3	14	第2	4-2	(2)	ア	(ウ)		参加資格要件工事	入札公告日から起算し過去10年間に設計が完了した実績でも、「入札公告日から起算し過去10年間に竣工したもの」であれば、参加資格要件工事となりますか。	入札公告日から起算して過去10年間に設計が完了した実績でも過去10年間に竣工したものであれば参加資格要件工事の実績として認めます。
4	14	第2	4-2	(2)	ア	(ウ)		参加資格要件工事	学生寮は参加資格要件工事となりますか。	学生寮が建築基準法上の寄宿舎である場合は参加資格要件工事として認められません。

市営分銅町・末広町住宅整備事業
 実施方針等に関する質問・意見への回答

2. 要求水準書(案)に関する質問

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
5	別紙 1		2	第2						構造	<p>構法については現時点で「鉄筋コンクリート造」に限定していますが、東日本大震災での復興公営住宅で低コスト、短工期、品質の高さから「鉄骨造」が幅広く採用されています。応募者側が適切な提案がしやすいよう「構法を制限しない公募」にいただくことは可能でしょうか？(国交省の参酌基準、技術的助言に適合する前提です。)</p>	<p>原案のとおり、鉄筋コンクリート造以外の構造については不可とします。</p>

市営分銅町・末広町住宅整備事業
 実施方針等に関する質問・意見への回答

3. 実施方針に関する意見

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	意見・提案内容	回答
6	3	第1	1	(8)	イ	①	(ア)	市営住宅整備費	前払い金の採用に関し、これまで貴市が行われていた方法と異なるため、意図をご教示ください。また、不要とする提案も可能でしょうか。	前段：前払い金の採用は市内建設業者なども含め、より多くの事業者が本事業へ参画できるように配慮したものです。 後段：前払い金を不要とする提案も可能です。
7	7	第2	2					募集及び選定のスケジュール	個別対話の採用に関し、これまで貴市が行われていた方法と異なるため、意図をご教示ください。	本事業では、個別対話への参加は必須とし、第二次審査で提案予定の内容について事前確認することとしています。その意図としては、市が期待する要求水準への適合や趣旨との整合について確認できるとともに、事業者としても要求水準の未達による失格や市が期待していない過度な提案等を防ぐことができ、双方にとって利点があると考えています。
8	7	第2	2					募集及び選定のスケジュール	個別対話の参加は、参加のための資料作成手間や途中での提案情報の漏洩リスクがあり、参加は自由としていただきたい。(従来事業者は入札前の情報を如何にコンソーシアム外に出さないかを重視している)	個別対話において作成いただく資料は、第二次審査で提案する内容について、概略・図面・パース・その他の資料等のうち個別対話時点で提出可能な範囲(箇条書きでも可)や、市に確認したい事項の提出を求めることとし、事業者の負担にはならないように配慮します。また、個別対話における質疑応答内容の公表においては、「要求水準に満たない事項」や「趣旨に沿わない事項」のみを公表し、提案情報が漏洩しないように配慮します。なお、個別対話時点での提出物の内容や完成度については審査の対象とはしません。